

令和6年度 三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金のご案内

申請期間 5月29日(水)～6月28日(金)

令和6年5月29日

地域で暮らす子どもたちの「学び」や「体験機会」を 創出するイベントを開催しませんか？

地域の子どものための「学び」や「体験機会」を創出するため、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベント等を開催するための補助金を創設しました！

○体験活動を通じて、子どもの豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割を期待しています！

○地域で暮らす子どもたちの豊かな育ちを応援してください！

1 事業の趣旨

三重県では、三重県子ども条例第11条第3号で定められている「子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること」を達成する手段の1つとして、幅広い世代の交流、子どもたちの体験の場や機会の確保、子どもたちの発表の場の提供、「子どもの居場所」の活動の周知等を目的とした「子ども応援！わくわくフェスタ」をこれまで計15回開催してきました。

【参考】「第15回 子ども応援！わくわくフェスタ」の開催状況（令和5年2月4日開催）
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0329700174.htm>

一方、近年では、子どもたちにとって身近な地域に「子どもの居場所」が増加し、「子どもの居場所」が拠点となり、幅広い世代の交流や子どもの学びや体験の場が確保され、こういった地域の核となる「子どもの居場所」を中心に、市町を単位とした「子どもの居場所」のネットワークも形成され、「子ども応援！わくわくフェスタ」と同様の目的のイベント等が県内で開催されつつあります。

そこで、県としては、地域の民間団体や地域等の企業が連携して開催されるイベント等が、県内各地域で継続して開催できるよう、「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」を創設するとともに、イベント主催者（地域の民間団体や企業等）に対して、イベント開催の準備段階から、開催に向けた支援を行うことにより、当イベントを持続可能な取組にしていくことを考えています。

2 事業の目的

地域の子どもたちの「学び」や「体験機会」を創出するため、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベント等を開催し、将来的には各地域で自立したイベント等が継続的に実施できるよう支援していくことを目的とします。

地域の民間団体や企業等が複数で連携して実施する各種のイベント等、地域の特性を活かした継続的な取組の支援を行うために必要な経費のうち、適切と認めるものについて予算の範囲内で補助金を交付します。

3 補助事業の内容

(1) 補助事業者

以下の全ての要件に該当するイベントを主催する民間団体や企業等（地域で活動する子ども支援団体、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体、子どもを支援したいと考える企業等）

- ①活動地域が県内または、県内に事業所（店舗）を有する民間団体や企業等であること。
- ②活動地域の市町、学校、民間企業等の関係団体と連携して活動していること。もしくは、連携を予定していること。
- ③特定の政治的又は宗教的活動をする民間団体や企業等でないこと。
- ④補助金の交付申請日において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」の別表に該当しないこと。また、暴力団等排除要綱に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ⑥補助金に係る審査等に協力すること。（審査に必要な書類の整備保管、必要な書類の提出、実地検査の受入、アンケート等）

(2) 対象経費

地域の民間団体や企業等が複数で連携して実施する各種のイベント等、地域の特性を活かした継続的な取組の支援を行うために必要となる経費

（人件費、消耗品費、食糧費、報償費、旅費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、委託料、保険料 等）

想定される経費（例）

イベント等の企画・調整にかかる人件費	イベント等で使用する消耗品費
外部協力者、講師に対する謝金	スタッフ・アルバイト等の旅費・交通費
広報チラシの作成・印刷費	チラシの郵送料、機材等の搬入にかかる送料
会場借用にかかる使用料	各種保険の加入にかかる費用

(3) 補助金額

令和6年度・・・定額補助（上限100万円） ※2団体の採択を予定しています。

(4) 補助対象期間

補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が令和6年6月1日から令和7年1月31日までの間に実施する事業としますが、イベント等の開催は交付決定後に行ってください。

4 補助対象事業の要件

以下の全ての要件に該当する事業を行う場合に、実施にかかる経費を補助します。

- ①三重県内で開催されるイベント等であること。
- ②イベント等の開催は、地区単位ではなく市町単位とすること。
- ③単独の団体ではなく、一定数の民間団体や企業等がイベント等の開催にあたって参画していること。
- ④地域の子どものための「学び」や「体験機会」を創出するため、イベント等開催時には、子どもたちの体験メニューの種類を少なくとも5件以上提供すること。
- ⑤開催場所について、広域的な集客が可能となる手段が確保されていること。（公共交通機関による来場が可能である、または一定数の駐車場が確保されているなど）
- ⑥新規に開催するイベント等であること。（過去から継続して開催されているイベント等については、補助の対象としない）
- ⑦開催にあたっては、周囲の環境、運営時間等に配慮すること。
- ⑧飲食物を提供する場合、管轄する保健所に事前に相談したうえで、食中毒等の食品事故を含め、参加者の安全確保には十分に努めること。
- ⑨国・県・市町等の他事業の補助対象と重複しないこと。

5 申請手続き

(1) 申請書類

- ①交付申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式1、別紙1）
- ③収支予算書（様式1、別紙2）またはこれに代わる書類
- ④役員等に関する事項にかかる書類（様式1、別紙3）
- ⑤団体の定款、規約、会則、設立趣旨書またはこれに準ずるもの

二次元コード



※交付要領、様式等は以下のアドレス、二次元コードから確認してください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323600278.htm>

(2) 提出方法

電子メール（shoshika@pref.mie.lg.jp）にて申請してください。

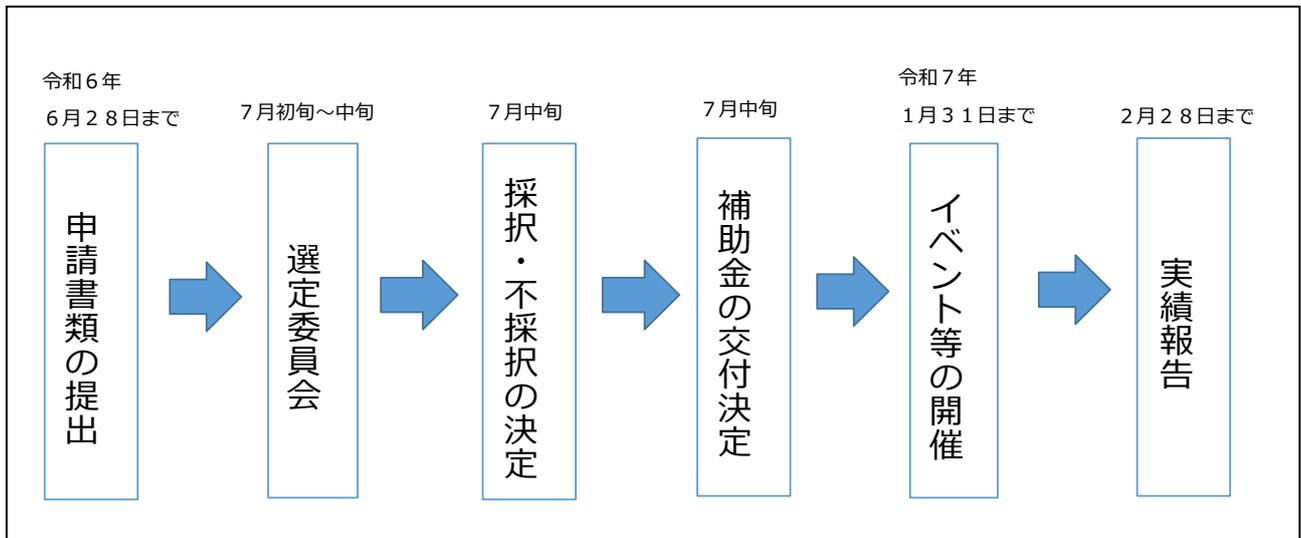
(3) 提出期限

令和6年6月28日（金）17時まで

※申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合は受け付けることができません。

※その他、詳細な要件等については、必ず「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金交付要領」をご確認ください。

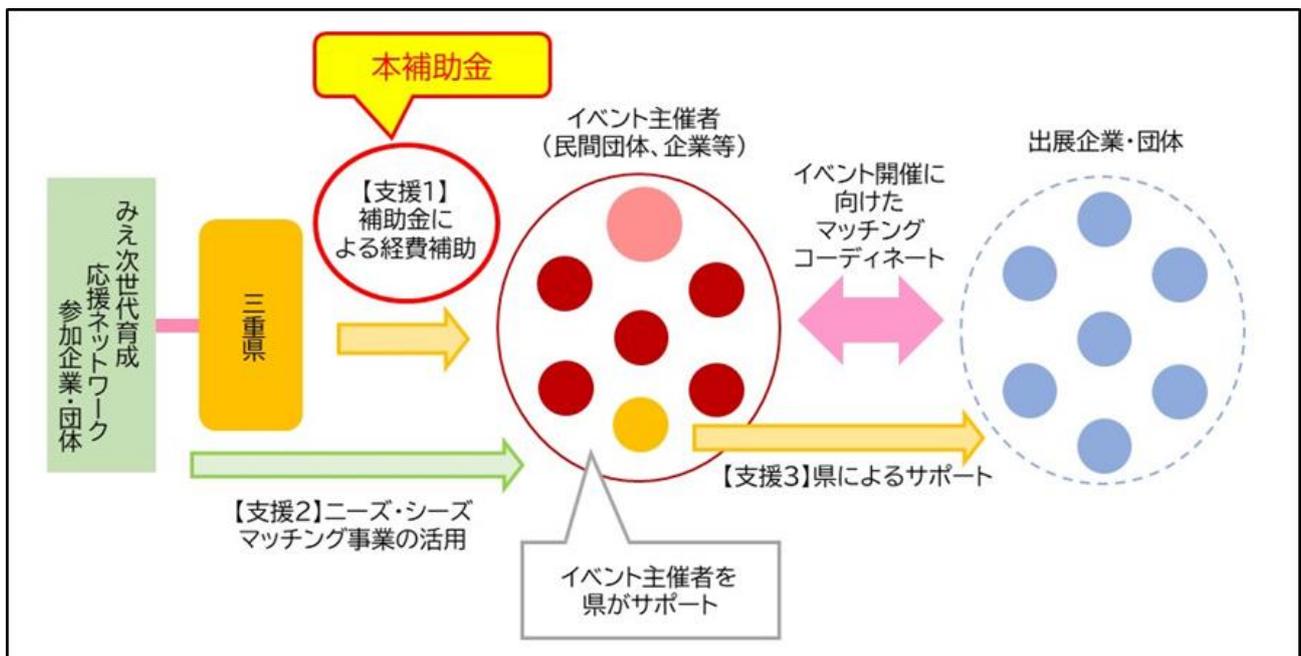
6 スケジュール



- ・提出のあった申請書類について、三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金交付対象者選定委員会において、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。
- ・提出された事業計画書について、①事業の効果、②企画性、③経済性、④持続可能性の4つの視点から評価します。
- ・補助金交付の可否を判断し、申請者へ通知します（交付の決定は申込締め切り後2～3週間程度要します）。なお、不採択の場合、既に着手している費用については、補助を受けることができません。
- ・補助金の交付決定後、イベント等を開催してください。
- ・イベント等の開催前には、イベント当日の内容がわかる資料等を提出してください。
- ・令和7年1月31日までに事業を完了し、2月28日までに実績報告書を提出してください。

7 事業の支援

本事業を実施するにあたっては、補助金による経費補助だけではなく、イベント開催の準備段階から、三重県として開催に向けたサポートを行います。



【支援1】「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」による経費補助
⇒本補助金によりイベント等の開催にかかる各種経費の一部を補助します。

【支援2】「ニーズ・シーズマッチング事業」の活用

⇒イベント主催者のニーズ（してほしいこと）を具体化していただき、みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業や団体※¹の持つシーズ（できること※²）の提供を働きかけ、三重県がマッチング・コーディネートを実施します。

※1 三重県内の子どもや子育て家庭を応援する企業や団体が連携して、子育てにやさしい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク（現在、約1,600の企業や団体が加入）。

※2 資金や物品、人材、サービスの提供

【支援3】三重県によるサポート

⇒イベント主催者と相談のうえ、イベント開催の準備段階から県がイベント主催者をサポートします。市町、企業、関係団体等との連絡調整、取り次ぎ、情報やノウハウの提供等、開催に向けたサポートを行います。

8 補助金の考え方

イベント等を開催するにあたり、開催1年目は協力企業・団体の開拓や、市町等の関係団体との調整に一定の労力（特に人件費）を要すると考えられるため、100万円を上限に定額補助を行います。

将来的には、イベント主催者によって各地域で自立したイベント等が継続的に実施できることを目標としています。そのため、開催2・3年目は、当補助金による経費補助を行う場合においても、補助率を導入し、人件費を除く対象経費に対して補助する予定です。

開催4年目以降は、当補助金による支援はないものの、各地域で自立したイベント等が継続的に実施できるよう、上記「ニーズ・シーズマッチング事業」の活用により支援していきます。

◎ 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13
三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援班
TEL : 059-224-2057 FAX : 059-224-2270
e-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp

(参考) 開催イベントのモデル

※イメージしていただくためのモデルです。
各イベント主催者が創意工夫しながら、地域の特性を活かした継続的なイベント等の開催をお願いします。

モデル① イベント名：ひまわりフェスタ in ○○市
場 所：○○体育館（近鉄○○駅 徒歩25分）
 ※ 体育館横 駐車場あり（200台）
 ※ 駅から会場の往復の送迎バスあり

出展	内容	出展数 (目安)
1 「体験・学び」コーナー	みえの木で木工体験、屋根葺き体験、昔の遊び体験（けん玉、コマ回し）、マイはしづくり、キーホルダー作り、警察官のお仕事体験、看護師・助産師のお仕事体験 など 昆虫の生態を学ぼう、ドローンの仕組みを学ぼう、みえの森林を学ぼう、はたらくくるま（建設機械）の動画紹介 など	20
2 「遊び」コーナー	わくわく大抽選会、O×クイズ、輪投げ、ストラックアウト、ミニボーリングなど	5
3 「展示」コーナー	県産品の展示、みえの木の紹介、電車模型の展示など	5
4 ステージイベントの開催	A保育園によるダンス、B小学校による鼓笛隊の演奏など	5
5 1日子ども食堂の体験	とん汁、おにぎりのふるまい	5
6 フードドライブ、フードパントリー開催	子どもの居場所の取組を周知	1
7 キッチンカー	ワッフル、クレープ、からあげ、コーヒーなど	5
8 子どもの服のバザー	もったいないコーナー	1
9 障がい者施設の物販	お菓子販売、雑貨、おもちゃ販売	3
		50

補助対象経費	
費目	内容
人件費	イベント企画、関係団体との調整
消耗品費	雑費等
報償費	講師謝金
旅費	講師、ボランティア旅費
印刷製本費	チラシ作成・印刷
通信運搬費	チラシ郵送、機材送料
使用料	会場使用料
委託料	駐車場整備にかかる交通誘導員
	送迎バス運行委託
保険料	各種保険

○補助申請額100万円

- ・来場者500名を想定。多くの体験、学び、遊びの場を提供します。
- ・体育館のステージを利用して、子どもの発表機会の場を設けます。
- ・キッチンカー、バザー、物販を出展し、家族で楽しむことができるイベントにします。
- ・会場までの往復の送迎バスを運行します。駐車場には交通誘導員を配置します。

モデル② イベント名：あおぞらフェスタ in △△町
場 所：△△広場（JR△△駅 徒歩5分）
 ※ 広場内 駐車場あり（100台）

出展	内容	出展数 (目安)
1 「体験・学び」コーナー	みえの木で木工体験、屋根葺き体験、昔の遊び体験（けん玉、コマ回し）、広場でスポーツ体験（サッカー、野球、バドミントン）、マイはしづくり、昆虫の生態を学ぼう、みえの森林を学ぼう など	15
2 重機搭乗体験	ショベルカーに搭乗し、記念撮影	1
3 和太鼓演奏	A小学校、B小学校による演奏	2
4 1日子ども食堂の体験	カレー、シチューのふるまい	5
5 子育てネットワーク団体による出店	かき氷、わたがしの販売	4
6 農協による物販	採れたて野菜、みかんの販売、試食コーナー	3
		30

補助対象経費	
費目	内容
人件費	イベント企画、関係団体との調整
消耗品費	雑費等
旅費	ボランティア旅費
印刷製本費	チラシ作成・印刷
通信運搬費	チラシ郵送
使用料	会場使用料
保険料	各種保険

○補助申請額50万円

- ・来場者200名の地域密着型のイベントを想定。
- ・一人ひとりが体験や学びの機会を確保できるよう、混雑時には「整理券」を配布します。
- ・地元のこども会、農家も出展し、地域一丸となってイベントを盛り上げます。